

## 青森県遠隔手話通訳等の端末利用要領

### (趣旨)

第1 この要領は、聴覚障害者が意思疎通支援（手話通訳又は要約筆記をいう。以下同じ。）を必要とする場合でかつ遠隔による意思疎通支援が望ましい場合において、青森県（以下「県」という。）が整備した遠隔手話通訳等を行うための端末等を利用し、WEBシステムを利用した遠隔による意思疎通支援を行うことができるよう、必要な事項を定めるものとする。

### (利用範囲)

第2 この遠隔手話通訳等は、青森県意思疎通支援者派遣事業及び市町村意思疎通支援事業において、利用できるものとする。

### (利用対象)

第3 この遠隔手話通訳等を利用して意思疎通支援を受けられる対象は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市町村意思疎通支援事業において、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる又は感染している等、意思疎通支援者への感染予防のために遠隔による意思疎通支援が必要と市町村が判断した場合。
- (2) 市町村意思疎通支援事業において、災害時や緊急時等やむを得ない事由により、遠隔による意思疎通支援が必要と市町村が判断した場合。
- (3) 青森県意思疎通支援者派遣事業において、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、遠隔による意思疎通支援が必要と県が判断した場合。

### (利用対象外事項)

第4 第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この遠隔手話通訳等の利用対象としない。

- (1) 通信不良等のため機器の接続が困難な場合。
- (2) 機器の操作不能等、遠隔による方法では意思疎通支援ができないと見込まれる場合。

### (利用可能日時)

第5 この遠隔手話通訳等の利用は、原則として平日（土・日・祝日・年末年始を除く日をいう。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (利用する機器)

第6 この遠隔手話通訳等に利用するソフトウェアは、WEB会議システム「Zoom」とし、利用者は原則として各自が所有するスマートフォン又はタブレット等にシステムをインストールし、利用するものとする。

2 意思疎通支援者は、県で整備した端末等を使用するものとする。

### (意思疎通支援者)

第7 この遠隔手話通訳等において、意思疎通支援を行う意思疎通支援者（手話通訳者又は要約筆記者をいう。以下同じ。）は、市町村意思疎通支援事業及び青森県意思疎通支援者派遣事業において派遣される意思疎通支援者とする。

(意思疎通支援者派遣場所)

第 8 この遠隔手話通訳等を利用する際、意思疎通支援者は原則として青森県庁内に派遣され、遠隔による意思疎通支援を行うものとし、青森県障害福祉課において、意思疎通支援者が使用するソフトウェア搭載端末、ヘッドホン、マイク等の意思疎通支援環境を整備するものとする。ただし、真にやむを得ない事由により、青森県庁で行うことが困難な場合はこの限りでない。

(機器間の接続について)

第 9 遠隔による通信を行うため、予め接続に必要な情報は、意思疎通支援者派遣事業実施主体から、利用者へ通知するものとする。

(利用申請)

第 10 市町村意思疎通支援事業においてこの遠隔手話通訳等を利用しようとする市町村は「青森県遠隔手話通訳等の端末利用申請書(様式1)」に必要事項を記入の上、県に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 青森県意思疎通支援者派遣事業においてこの遠隔手話通訳等を利用しようとする者は、「青森県意思疎通支援者派遣事業実施要領」第8の規定による派遣申請によって申請を行うものとする。

(利用決定)

第 11 県は、第 10 第 1 項の利用申請を受理したときは、速やかに申請事項を確認し、「青森県遠隔手話通訳等の端末利用承諾書(様式2)」により申請市町村にその旨を通知するものとする。

2 県は第 10 第 2 項の申請を受理した時は、「青森県意思疎通支援者派遣事業実施要領」第9の規定による派遣の決定において利用の可否を通知するものとする。

(費用負担)

第 12 この遠隔手話通訳等の利用にかかる経費については、無料とする。ただし、遠隔手話通訳等の利用に必要な利用者所有のスマートフォン又はタブレット等のデータ通信料は、利用者負担とする。

また、意思疎通支援者派遣費用は意思疎通支援者派遣事業実施主体の負担とする。

(関係機関との連携)

第 13 この遠隔手話通訳等の利用を円滑に実施するため、聴覚障害者、意思疎通支援者、市町村及び一般社団法人青森県ろうあ協会等の関係団体と連携するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月16日から施行する。